

善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業
入札説明書等に係る補足資料

平成 29 年 5 月 31 日付けで入札公告を行った「善通寺市・琴平町・多度津町学校給食センター整備運営事業」について、入札説明書等に係る解釈を次のとおり補足します。

1. 事業契約書 (案) 59～60 頁 別紙 4-2 サービス対価の支払額及びスケジュールのうち、「1. サービス対価 A (サービス対価 A1・サービス対価 A2)」の表について

1. サービス対価 A (サービス対価 A1・サービス対価 A2)

回数	請求可能時期	割賦元本	消費税及び地方消費税相当額	割賦利息	税抜計	税込計
	平成●年●月 (一括払い)	(A1)				
1	平成 32 年 1 月	(以降は A2)				

回数「1」の請求可能時期「平成 32 年 1 月」に係る支払対象期間は、平成 31 年 8 月～平成 31 年 12 月の 5 ヶ月間となります。

60	平成 46 年 10 月					
	計					

回数「60」の請求可能時期「平成 46 年 10 月」に係る支払対象期間は、平成 46 年 7 月の 1 ヶ月となります。請求可能時期は、別紙 4-1 の「4. 支払い手続き」におけるモニタリングの結果等を受ければ、それ以前に請求することは可能です。

2. 事業契約書 (案) 60～64 頁 別紙 4-2 サービス対価の支払額及びスケジュールのうち、「3. サービス対価 C」の表について

回数「1」と「60」の考え方については、上記 1 と同じです。

以上